

法律相談



相続、37

愛知県弁護士会 協会顧問弁護士 楠田 勇爾

遺言について－遺言事項

1 前稿で総則として遺言能力について述べました。その前の稿で「遺言の対象事項」として遺言能力を有しても遺言が法的効力(法的拘束力)を有しない例を述べました。

2 この稿では、遺言すれば法的に認められる事項(相続人および受適者に対して効力を有する事項。ただし遺留分は別)すなわち遺言事項について述べます。

3 民法(民または法)は10項目の遺言事項を定めます。

- ①認知(§ 781 II) §=条 ローマ数字=項
- ②遺贈(包括遺贈・特定遺贈 § 964)
- ③未成年後見人の指定(§ 839)および未成年後見監督人の指定(§ 848)
- ④推定相続人の廃除(§ 893)および廃除の取消(§ 894 II)

- ⑤相続分の指定・同の委託(§ 902)
- ⑥遺産分割方法の指定・同の委託(§ 908)
- ⑦5年以下の期間中の遺産分割の禁止(§ 908)
- ⑧相続人間の担保責任の指定(§ 914)
- ⑨遺言執行者の指定・同の委託(§ 1006)
- ⑩遺贈の減殺割合の指定(§ 1034)

これらの事項が、法的に有効(適法)に遺言することができる事項です。

4 前項の10項目のうちで、特に「縁」が深いのは、②の遺贈です。

遺贈には、包括遺贈と特定遺贈があります。

包括遺贈は、被相続人(遺言者)の全財産を①相続人の一人か一部の者に「相続させる」、②相続人以外の者に遺贈するとするものです。いずれの場合も、第一義的に遺言の効力が発生します。ただし、包括遺贈されなかった他の相続人(包括遺贈から除

かれた相続人)には遺留分減殺請求権があります(遺留分減殺請求権については既に述べたと思いますが、念のためにあらためて述べる機会があると思います)。

5 特定遺贈は、遺産すなわち相続人の有する財産—相続財産(動産、不動産、預貯金、有価証券、債券等々)のうち特定の物件を相続人の一部または相続人でない者に相続させあるいは遺贈するというものです。この場合も、特定遺贈される物件が被相続人の全遺産に占める割合(金銭に換算した価格)によっては、特定遺贈されなかった相続人からの遺留分減殺請求権の行使はあり得るものと特定遺贈された者は「覚悟」する必要があります。

6 いずれの場合(包括遺贈・特定遺贈)においても、第三の類型として、被相続人(遺言者)の全財産または特定財産を、相続人の一部に相続させかつ相続人以外の者に遺贈するということも考えられないではありませんが、相続人の一部(受遺者)と相続人以外の者(受贈者)の受ける割合が複雑であり、現実にはあり得ないか極めて稀なことでしょう。

7 以上のとおり、遺贈(包括および特定)は基本的には遺言者(被相続人)の死後の財産処分としてオールマイティと考えてよいと言えます(ただし遺留分減殺請求権を除く)。

8 以上、法律(民法)で遺言が法的な効力(拘束力)を有する法所定の事項を申し上げました。上記以外の事項、例えば、通夜・告別式をするな、勲章をもらうな、供花・香典はもらうな、家族は仲良く暮らせなどというようなことは、遺族を法的に拘束することはできません。遺族が故人の遺志(意思)を尊重することを期待するのみです。所詮は遺言者の遺訓・遺志です。